

廃炉に関する会計関連制度の検討について

平成 26 年 10 月

第 5 回原子力小委員会において「競争環境下における原子力事業の在り方」について議論を行い、新たな会計関連の制度について

- ・ 自由化後も廃炉を円滑かつ安全・確実に進めるために必要な財務・会計的措置を講じるべき
 - ・ 巨額の損失が一括して生じる制度では事業が成り立たない(廃炉もできない)
 - ・ 制度設計に際しては、財務・会計の専門的な見地から詳細な検討を行うべき
- といった意見が複数出された。さらに、委員長からも財務・会計上の措置についてワーキンググループを設置したいとの発言があった。

また、事業者においては、特に来年 4～7 月に運転延長を申請する必要がある炉(高経年炉)7 基について、取扱いの方針を決定する必要があり、委員からご指摘があったような課題について、どのような対応が採られるのかということが、こうした事業者の決定に影響を与えうる状況にある。

これらを踏まえば、電力システム改革が進展していく中で、民間事業者が、適切かつ円滑な廃炉判断を行うとともに、安全・確実に廃止措置を進めるため、以下のような政策措置について検討を行う必要がある。

なお、原子力事業環境整備に関するその他の課題については、原子力小委員会でさらなる議論を行い、別途整理する。

- 電力システム改革・自由化の進展を見据えつつ、原子力政策の変更や安全規制の変更によって廃炉に関する計画外の損失(※)が発生する場合に、一度に当該損失を発生させるのではなく、その後、一定期間をかけて償却・費用化を認める会計措置、及びそのために必要となる手当(平準化・激変緩和のための措置)

※ 「バックフィット制度」や「運転期間延長認可制度(40 年運転制限)」等の影響により、計画外に発生する廃炉に伴う費用(資産の残存簿価、廃炉費用のうち引当が済んでいない分、その他これらに準ずるもの)

⇒ 早急に、会計等の専門家から構成される場において、制度の具体化に向けて技術的な議論を開始する。原発依存度を低減させていく中において、財務会計上の理由から廃炉の判断が影響を受けることを回避し、事業者による廃炉の判断とその実施が適切かつ円滑に行われるよう、特に高経年炉 7 基の運転期間延長の申請期間が来年 4 月～7 月に設定されていることも踏まえ、検討を進める。

なお、当小委員会においては、広く原子力事業環境整備に関して、これまで以下のような指摘がなされてきている。今般の「廃炉に関する会計関連の制度」の検討にあたっても、これらの指摘を踏まえたものとしていくことが適切。

- 事業者に対して、可能な限り原子力依存度を低減させていく「エネルギー基本計画」の方針に沿う形の事業実施を求めるべきであること
- 最終需要家（国民、企業等）の負担に留意すること
- 安全性向上の取組や、合理的な廃炉判断を確保する制度設計とすること
- 民間の活力を十分に活かし、モラルハザードとなることのないようにすべきであること
- 事業者においても、体制面の効率化・強化（原子力人材の活用を含む）を行うよう促すこと
- 必要に応じて、原子力の電気の利用のあり方（市場への電力の抛出等）についても、適切な場で検討されるべきであること
- 過去に原子力事業から享受してきたメリットにも留意すること